

平成29年度

国立市総合防災訓練実施要綱  
(案)

国立市

## 実 施 概 要

- 1 . 日 時 平成 2 9 年 8 月 2 7 日 ( 日 )  
午前 8 時 4 5 分 から 午前 1 1 時 ( 少 雨 決 行 )
- 2 . 会 場 谷 保 第 三 公 園  
国立市富士見台 2 - 3 4 ( 会 場 図 は 別 紙 参 照 )  
下 谷 保 防 災 セ ン タ ー : 下 谷 保 自 治 会 に よ る 自 主 訓 練  
第 二 小 学 校 : 西 地 域 の 自 主 防 災 組 織 に よ る 自 主 訓 練
- 3 . 訓 練 目 的 市 民 、 市 職 員 の 防 災 行 動 力 を 高 め 、 関 係 機 関 と の 連 携 を 強 化 す る こ と に よ り 、 国 立 市 全 体 の 災 害 対 応 力 の 向 上 を 図 る

### 4 . 発 災 想 定

平成 2 9 年 8 月 2 7 日 午 前 8 時 4 5 分 、 多 摩 地 域 に お い て 多 摩 直 下 地 震 が 発 生 。 国 立 市 で は 全 域 で 震 度 6 強 の ゆ れ を 観 測 し た 。 そ れ に よ り 市 内 各 地 で 建 物 の 倒 壊 被 害 が 発 生 し 、 各 所 で 火 災 に よ る 煙 が 確 認 さ れ る 状 況 で あ る 。

そ の よ う な 状 況 を 受 け 、 市 で は 災 害 対 策 本 部 が 設 置 さ れ 、 市 内 防 災 関 係 機 関 ( 自 主 防 災 組 織 、 国 立 市 消 防 団 な ど ) に 対 し て 市 民 の 避 難 誘 導 、 倒 壊 家 屋 等 か ら の 逃 げ 遅 れ 者 の 救 出 救 助 及 び 火 災 の 発 生 防 止 、 火 災 へ の 消 火 活 動 が 指 示 さ れ た 。 東 京 消 防 庁 管 内 に お い て も 東 京 都 と 連 携 し た 対 策 本 部 が 設 置 さ れ 、 東 京 消 防 庁 災 害 時 支 援 ボ ラ ン テ ィ ア に も 災 害 時 業 務 が 指 示 さ れ 市 内 各 所 で 活 動 を し て い る 状 況 で あ る 。

市 内 各 所 で 火 災 が 発 生 し て い る こ と か ら 周 辺 住 民 の 安 全 確 保 の た め 指 定 緊 急 避 難 場 所 で あ る 谷 保 第 三 公 園 を 中 心 に 市 民 が 集 ま り 、 市 災 害 対 策 本 部 よ り 避 難 者 の 身 の 安 全 の 確 保 や 炊 き 出 し 、 け が 人 へ の 救 護 活 動 が 指 示 さ れ 実 施 さ れ て い る 。 今 後 、 市 内 の 被 害 状 況 や 発 生 し て い る 火 災 の 鎮 圧 状 況 な ど に 応 じ て 、 谷 保 第 三 公 園 内 の 避 難 者 に つ い て は 近 隣 指 定 避 難 所 ( 五 小 な ど ) へ の 移 動 が 検 討 さ れ る 。

## 5 . 訓練内容

### 市民、市職員の防災行動力を高めるために

- (1) 初期消火訓練
  - ・水消火器を用いた初期消火訓練を実施（指導は国立市消防団及び東京消防庁災害時支援ボランティア）
- (2) 煙体験
  - ・煙体験ハウスを用い、煙が充満した空間での避難姿勢や方法を学ぶ（指導は立川消防署）
- (3) 起震車体験
  - ・地震の揺れを体験し、地震発生の際の身の守り方などを学ぶ
- (4) 応急救護訓練（AED、包帯法）
  - ・負傷者に対する応急手当の方法を学ぶ（AEDの指導は国立市消防団女性団員、包帯法の指導は国立市赤十字奉仕団）
- (5) 炊き出し訓練
  - ・給食訓練の実施（陸上自衛隊がカレー、国立市赤十字奉仕団がご飯（アルファ米）を作成）  
材料は災害協定事業者（スーパーバリュー）に依頼し調達予定
- (6) 応急給水訓練
  - ・東京都水道局職員、立川消防署員が市職員、市民向けに応急給水資器材の取り扱い方法を説明。その後、市職員より市民向けに資器材の取り扱い方法の説明を行う。（資器材は、各指定避難所に配備されているものと同様）
- (7) 高齢者体験訓練、手話体験
  - ・高齢者体験キットの装着体験を実施、また、要配慮者への対応として役に立つ手話の学習、啓発も実施（指導は国立市社会福祉協議会ほか）  
ヘルプカードの広報、配布なども可能なら同テント内で実施予定
- (8) はしご車搭乗訓練
  - ・災害時に活動する車両（はしご車）の展示、体験搭乗を実施、定員は40名、近くのテント内に受付を作り、整理券等を配布し対応（指導は立川消防署）
- (9) 防災啓発各種展示等
  - ・立川消防署：家具転倒防止器具・住宅用火災警報器に関する広報、ミニ防火衣体験、東京消防庁マスコット（キュータ）

による広報

- ・立川警察署：結索訓練
- ・東京都水道局：災害時の応急給水に関する広報
- ・東京電力パワーグリッド(株)：停電時等の資料配布
- ・東京ガス(株)：災害時のマイコンメーターの復旧方法等に関する広報
- ・東日本電信電話(株)：災害時伝言ダイヤルに関する広報
- ・(株)セキド：災害時のドローンの活用に関する広報
- ・防災機器取扱事業者：感震ブレーカー等防災機器に関する広報、消火器の噴射体験等

(10) 車いす訓練

- ・実際に車いすを使用する介助者より、スロープでの運行や段差の対応など、車いすの取扱いを指導（国立市社会福祉協議会、国立市消防団）

(11) 広報活動訓練

- ・防災行政無線、広報車を使用した広報活動訓練を実施（国立市情報管理課・市民課）

関係機関との連携を強化するために

(12) 災害救助訓練

- ・自主防災組織、国立市消防団、災害協定事業者等が連携し、救助訓練を実施（訓練内容は立川消防署と調整中）
- ・訓練内容(案)： 地震発生 市内で多くの倒壊建物が発生  
被害全容把握のため災害協定事業者と公共機関による調査  
倒壊建物において要救助者発見、市災害対策本部に報告  
市災害対策本部から国立市建設業協会へのがれき撤去要請  
国立市建設業協会によるがれき撤去、自主防災組織、国立市消防団、災害時支援ボランティアによる救助活動  
災害協定事業者による傷病者の緊急搬送 倒壊家屋に火災発生 火元への一斉放水

(13) 情報伝達訓練

- ・災害協定事業者及び団体と情報伝達訓練を実施  
山梨県韮崎市：救助物資要請などの情報伝達（ホットラインの確認） 次週実施する韮崎市の訓練でも同様の対応を予定  
(株)ジェイコム多摩：FAXでの放送文案のやり取り等

## 国立アマチュア無線クラブ:市内拠点とのアマチュア無線での連絡通信

### 6 . 訓練次第

- (1) 8時40分 市長より訓練開始宣言
- (2) 8時45分 防災行政無線吹鳴、訓練開始
  - ・市民は順次会場に避難。受付後、各種訓練、防災体験に参加
  - ・市長、市議会議長、立川消防署長、国立市消防団長は会場視察後、他の訓練会場視察
- (3) 10時20分 災害救助訓練開始
- (4) 10時40分 災害救助訓練終了
- (5) 10時45分 市長、立川消防署長より講評
- (6) 10時50分 炊き出し配布
- (7) 11時00分 訓練終了

### 7 . 訓練参加予定団体（順不同）

国立市社会福祉協議会  
東京消防庁立川消防署  
警視庁立川警察署  
国立市消防団  
陸上自衛隊第一後方支援連隊  
国立市内自治会  
地域自主防災組織  
山梨県韮崎市  
東日本電信電話株式会社東京西支店  
東京電力パワーグリッド株式会社  
東京ガス株式会社多摩支店  
東京都水道局  
国立市建設業協会  
国立市赤十字奉仕団  
東京消防庁災害時支援ボランティア  
立川消防少年団  
国立女性防火の会  
株式会社セキド  
株式会社消防弘済会

株式会社ジェイコム多摩  
国立アマチュア無線クラブ  
多摩交通有限会社  
銀星交通有限会社  
国立市

以上